

議案第27号 小松島市立体育館条例の一部を改正する条例について

小松島市立体育館条例(昭和57年小松島市条例第8号)新旧対照表

現行							改正後(案)							備考		
別表(第4条関係)							別表(第4条関係)							改正		
時間区分		午前9時 ～正午	午後1時 ～午後5 時	午後5時 ～午後9 時30分	午前9時 ～午後5 時	午前9時 ～午後9 時30分	超過時間 1時間ま でごとに	時間区分		午前9時 ～正午	午後1時 ～午後5 時	午後5時 ～午後9 時30分	午前9時 ～午後5 時		午前9時 ～午後9 時30分	超過時間 1時間ま でごとに
全面 使用	アマ チュウの 入場料の 類を 徴収し ない場 合	円 1,590	円 2,120	円 2,390	円 4,240	円 6,630	円 530	全面 使用	アマ チュウの 入場料の 類を 徴収し ない場 合	円 1,800	円 2,400	円 2,700	円 4,800		円 7,500	円 600
	電気を使 用する場 合	1時間につき1,900円を加算する。							電気を使 用する場 合	1時間につき2,000円を加算する。						
	ボートに 合使用 する場 合	25,200	35,280	39,270	50,400	89,670	8,610		ボートに 合使用 する場 合	27,720	38,810	43,200	55,440		98,640	9,470
	アマチュ アのため の宣伝を 目的とし ない場 合	37,800	52,920	59,010	75,600	134,610	12,810		アマチュ アのため の宣伝を 目的とし ない場 合	41,580	58,210	64,910	83,160		148,070	14,090
	ボートに 合使用 する場 合								ボートに 合使用 する場 合							

	ツ以 營利又は営業の 外のための宣伝を目 的とみなす場合 に使用 する場 合	94,500	132,300	147,420	189,000	336,420	32,130
部 分 使 用	床面の3分の1以下を 使用する場合	全面使用の場合について定められた使用区分に応じた 使用料の額に100分の33を乗じて得た額 (100円未満の端数は、100円に切り上げる。)					
	床面の3分の1を超え2 分の1以下を使用する 場合	全面使用の場合について定められた使用区分に応じた 使用料の額に100分の50を乗じて得た額 (100円未満の端数は、100円に切り上げる。)					
	床面の2分の1を超え3 分の2以下を使用する 場合	全面使用の場合について定められた使用区分に応じた 使用料の額に100分の66を乗じて得た額 (100円未満の端数は、100円に切り上げる。)					
トレーニン グ室	電気を使 用しない 場合	アマチュアスポーツに使用する場合で午前9時か ら正午まで630円、午後1時から午後5時まで840 円、午前9時から午後5時まで1,680円					
	電気を使 用する場 合	1時間につき420円を加算する。ただし、アマチュ アスポーツ以外のものに使用する場合、1時間 当たりの額に100分の600を乗じて得た額。営利、 営業のための宣伝を目的とみなす場合は、100分					
	ツ以 營利又は営業の 外のための宣伝を目 的とみなす場合 に使用 する場 合	103,950	145,530	162,160	207,900	370,060	35,340
部 分 使 用	床面の3分の1以下を 使用する場合	全面使用の場合について定められた使用区分に応じた 使用料の額に100分の33を乗じて得た額 (100円未満の端数は、100円に切り上げる。)					
	床面の3分の1を超え2 分の1以下を使用する 場合	全面使用の場合について定められた使用区分に応じた 使用料の額に100分の50を乗じて得た額 (100円未満の端数は、100円に切り上げる。)					
	床面の2分の1を超え3 分の2以下を使用する 場合	全面使用の場合について定められた使用区分に応じた 使用料の額に100分の66を乗じて得た額 (100円未満の端数は、100円に切り上げる。)					
トレーニン グ室	電気を使 用しない 場合	アマチュアスポーツに使用する場合で午前9時か ら正午まで750円、午後1時から午後5時まで1,00 0円、午前9時から午後5時まで2,000円					
	電気を使 用する場 合	1時間につき500円を加算する。ただし、アマチュ アスポーツ以外のものに使用する場合、1時間 当たりの額に100分の600を乗じて得た額。営利、 営業のための宣伝を目的とみなす場合は、100分					

	の1,500を乗じて得た額		の1,500を乗じて得た額
会議室	1時間530円	会議室	1時間600円
備考		備考	
<ul style="list-style-type: none"> 1 電気、水道及びガスを多量に消費する場合は、別に実費を徴収する。 2 利用者が本市以外の住民である場合は、2割増とする。 3 利用者が本市の住民であり義務教育終了前の者及び高等学校在籍の者である場合は、半額とする。 4 器具及び設備の使用料については、教育委員会規則で定める。 		<ul style="list-style-type: none"> 1 電気、水道及びガスを多量に消費する場合は、別に実費を徴収する。 2 利用者が本市以外の住民である場合は、2割増とする。 3 利用者が本市の住民であり義務教育終了前の者及び高等学校在籍の者である場合は、半額とする。 4 器具及び設備の使用料については、教育委員会規則で定める。 	